個人情報の取扱いに関する契約書

委託者：　　（以下「甲」とする。）と受託者：　　（以下「乙」とする。）とは、甲が乙に委託する個人情報の取扱いに関し、次の通り合意し、契約（以下「本契約」とする。）を締結する。

第一条（本契約の目的）

　本契約は、甲乙間における　　契約（以下「原契約」とする。）に基づき、甲から乙に委託される個人情報の取扱い条件を定めることを目的とする。

第二条（定義）

　本契約において、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（以下「法」とする。）（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定される情報をいう。

第三条（表明保証）

　甲は、原契約の履行に際し、乙に対して個人情報を提供する正当な権限を有することを表明し、保証する。

２．甲は、原契約の履行に際し、乙に対して法及び同法について適用されるガイドラインを遵守していることを表明し、保証する。

第四条（個人情報の取扱い）

　乙は、個人情報を本業務の遂行以外の目的で使用してはならない。

２．甲は、本契約締結後速やかに、乙に対し、甲が個人情報取得時に、本人に通知または公表していた個人情報の使用目的を通知するものとする。

第五条（秘密保持）

　乙は、甲が乙に開示した個人情報を、善良なる管理者の注意をもって管理し、本業務の運営に従事する乙の役員及び従業者以外の第三者に開示または提供してはならない。

２．乙は、個人情報を取り扱う従業者に対し、その在職中及び退職後においても、個人情報を漏洩しないよう義務づけるものとし、当該従業者の行為について、甲に対し、責任を負うものとする。

第六条（利用・複写の制限）

　乙は、本業務の遂行に必要な範囲を超えて、個人情報を利用、複写、複製、または加工してはならないものとする。

第七条（安全管理措置）

　乙は、個人情報を取り扱うに際し、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等（以下「漏洩等」とする。）のリスクに対し、合理的な安全管理措置を講じなければならない。

２．乙は、甲から要請があった場合には、前項により講じた安全管理措置の内容及び運用状況について、甲に対し報告しなければならない。

３．甲は、前条による報告の結果、安全管理措置が不十分であると判断した場合には、乙に対して、安全管理措置の改善を要請することができる。

４．乙は、前条による甲の安全管理措置改善要請を受けた場合には、可能な限り改善措置に努めなければならないものとする。

第八条（個人情報の返却・消去）

　乙は、甲から返却または消去の依頼があったとき、または本契約が終了したときは、甲の指示する方法に従い、甲から委託された個人情報を返却または消去しなければならない。

第九条（事故の報告）

　乙または前条に規定する再委託先において、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、当該事故の発生原因にかかわらず、乙は甲に対し直ちにその旨を報告しなければならない。

２．前条の場合において、乙は甲と協力して直ちに適当な措置を講じなければならない。なお、乙は、当該措置の遂行後、甲が要請した場合には、当該事故及び措置の内容、並びに事故再発防止策を書面により甲に対して提出するものとする。

第十条（再委託）

　乙は、事前に甲の書面による同意がない限り、個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託してはならない。

２．乙が個人情報の取扱いの全部または一部を再委託する場合には、当該再委託先との間で、本契約と同等の内容の再委託契約を締結しなければならない。なお、当該再委託契約には、再委託先がさらに個人情報の取扱いを再委託する場合には、事前に甲及び乙の書面による同意を得なければならない旨の規定を置かなければならない。

第十一条（調査）

　甲は、乙の本契約の遵守について疑義が生じた場合には、契約の遵守状況の確認に必要な限度において、乙に対し報告または調査を求めることができる。

第十二条（解除）

　甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合において、催告にもかかわらず合理的期間経過後も何ら是正を行わないとき、または是正の見込みがない場合には、本契約を解除することができる。

第十三条（損害賠償）

　乙の責めに帰すべき事由により、甲に損害が生じた場合、乙は甲に対し損賠賠償責任を負うものとする。

第十四条（有効期間）

　本契約は、原契約終了後、乙が甲から提供された個人情報を保管している間、有効に存続するものとする。

第十五条（管轄裁判所）

　本契約に関する紛争については、〇〇地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第十六条（協議）

　本契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項に関しては、甲及び乙は誠意をもって協議し、決定するものとする。

以上、本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　甲）

　　　　　　　　乙）